神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正について

参考資料３

１　改正の理由

平成21年10月に標記施行規則を改正して整備基準を見直し、以来、障がい者や高齢者をはじめだれもが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することができるバリアフリーの街づくりを推進してきた。このたび、その後の社会状況の変化を踏まえた運用の改善を目的として、同条例施行規則の改正を行う。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)」が平成28年６月３日に公布され、平成29年４月１日に「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」及び「母子保健法（昭和40年法律第141号）」が一部改正されること、「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）が平成26年６月18日に公布され、平成29年４月１日に「ガス事業法（昭和29年法律第51号）」が一部改正されることによる、その他所要の改正を行う。

２　改正の内容

（1） 整備基準の改正

ア 便所

オストメイト対応の設備である「障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具」について、同条例第４章（バリアフリー法委任規定）で定める適用除外の規定と、第３章で定める整備基準との整合を図る。具体的には、「障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具」について、第３章で求める整備基準の対象施設から幼稚園及び保育所を除くものとする。

イ　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、例外規定を追加する。具体的には、建築物の直接屋外に通ずる主要な出入口から建築物の案内所までの区間について、200平方メートル未満の建築物であって、案内所の職員等から当該出入口が容易に視認でき、職員等による誘導がある場合は、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を義務づけないものとする。

ウ　様式

　　 イの改正に伴い、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しない場合、事前協議をする際に添付する項目適合表の備考欄に、視認方法や誘導方法を明記することとする。

エ　施設名等の情報提供

　　　　整備基準の適合状況等の情報提供を行う旨の条項を規則に加えた上で、「全ての整備基準を満たす公共的施設（適合施設）」、車椅子使用者をはじめだれもが円滑に利用することができる「みんなのトイレ」を整備した施設名等を県ホームページに掲載する。

（2） 児童福祉法の改正に伴うもの

　　　 同条例施行規則第14条第１項で引用している同法第43条の５に規定する「情緒障害児短期治療施設」は、正しくは、同法第43条の２に規定があるため、所要の改正を行う。さらに、同条例施行規則第14条を新たに追加するため、同条例現行施行規則第14条は「第15条」に改める。

　　　 また、同条例施行規則第14条第１項で引用している同法第43条の２に規定する「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」となることから、所要の改正を行う。

（3） 母子保健法の改正に伴うもの

同条例施行規則別表第１の４の項（７）で引用している同法第22条第２項に規定する「母子保健センター」が「母子健康包括支援センター」となることから、所要の改正を行う。

（4） ガス事業法の改正に伴うもの

同条例施行規則別表第１の５の項（１）アで引用している同法第２条第２項に規定する「一般ガス事業者」が同法第２条第３項に規定する「ガス小売事業者」となることから、所要の改正を行い、「ガス小売事業者」を同条例で規定する事前協議の対象とする。

（5） その他

常用漢字への変換や字句の統一など所要の改正を行う。

３　施行期日

（1） 整備基準の改正

平成29年10月１日

（2） 児童福祉法、母子保健法及びガス事業法の改正に伴うもの

平成29年４月１日